

第24期 第30回大津市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和4年9月13日(火) 13時30分から16時12分

2. 開催場所 大津市役所 新館7階 特別会議室

3. 出席委員(15人)

会長	12番	横山 成治
副会長	5番	安井 善次
副会長	13番	松尾 比古敏
副会長	15番	上坂 雅彦
	1番	高谷 久美子
	2番	宇野 幸太郎
	3番	大伴 四郎左衛門
	4番	橋本 正和
	6番	山本 公彦
	7番	田中 謙一
	8番	西村 博
	10番	西村 正明
	14番	正田 富美子
	16番	服部 みさ子
	17番	槌田 昌子

4. 欠席(3人)

9番	森元 直紀
11番	森田 康裕
18番	三田村 美江

5. 説明員(2人)

農林水産課

6. 傍聴人(0人)

7. 議事日程

第1	議事録署名委員の指名	5番 安井 善次 委員
		7番 田中 謙一 委員

第2	議案第109号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
	議案第110号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
	議案第111号	農用地利用集積計画について
	報告第158号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
	報告第159号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

- 報告第160号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第161号 相続税納税猶予の適格者証明書について
報告第162号 農地法第3条の3第1項の規定による権利取得の届出について
報告第163号 広報誌「みどりのこだま」について

第3 その他事項

8. 農業委員会事務局職員

局長、次長、係長、主査、主査

9. 会議の概要

事務局長 それでは、第24期第30回大津市農業委員会定例総会を開催いたします。
最初に大津市農業委員憲章の斉唱を行いますので、ご起立をお願いいたします。
なお、先唱につきましては、従前から議席番号順となっております。本日は、議席番号13番 松尾 比古敏委員に先唱いただきますので、以後一斉に、ご唱和をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

< 大津市農業委員憲章斉唱 >

事務局長 はい、ありがとうございました。ご着席ください。
それでは、会議全体の司会進行は副会長の輪番制となっておりますので、本日は中部選出の副会長であります上坂 雅彦委員をお願いいたします。
それでは、よろしくお願いいたします。

副会長 それでは、議事に先立ちまして本定例総会の成立について申し上げます。
本日は、森田委員、森元委員、三田村委員が所用のため欠席されております。在任委員18名のうち、ただいま出席委員は15名でございますので、在任委員の過半数に達しており、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本定例総会は成立しておりますことをご報告申し上げます。
なお、農業委員会会議規則第12条の規定により、本会の傍聴を認めます。
次に、会長からのご挨拶をいただきます。

会 長 < 会長挨拶 >

副会長 ありがとうございます。
それでは、引き続きまして、議事進行につきましては、大津市農業委員会会議規則第5条の規定により、会長にお願いしたいと存じます。
会長、よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、日程に従い始めさせていただきます。
議事録の整理のため、発言にあたっては挙手し、氏名を述べていただいた上で、

ご発言いただきますようお願いいたします。

また、携帯電話につきましては、電源をお切りいただくか、マナーモードに設定していただきますよう、よろしくお願ひします。

では、議事が円滑に進行できますよう、よろしくご協力をお願ひいたします。

大津市農業委員会会議規則第11条に基づき、本日の議事録署名人を指名いたします。

本日の議事録署名人を指名いたします。

5番 安井 善次 委員

7番 田中 謙一 委員

よろしくお願ひします。

それでは、ただいまから議事に入ります。

議案第109号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議案といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 (事務局、資料に基づき説明)

議長 説明が終わりましたので、農地法第3条の趣旨に照らし、申請農地について権利の設定・移転が妥当であるかどうか、地元委員のご意見をお伺ひします。No. 1の八屋戸につきまして、地元委員より、ご意見をお願ひします。

委員 地元委員として報告させていただきます。

この案件につきましては面積としてもそう大きくはないのですが、前から自作の田んぼ等の近くにあるとのことで耕作をされており、それを今回、売買で譲り受けるということであり、現地を確認したところ、随分前は水稻をやっておりましたが、今は畑をしておりました。

改めて水稻をやるということでお話をされていましたが、何ら問題になることはないと思っておりますので、ご審議のほう、よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、No. 2から No. 7の上田上桐生町ほかにつきまして、地元委員より、一括してご意見をお願ひします。

委員 この案件は、去る8月27日に譲受人の代理人の司法書士、〇〇さんとほか2名の方々、それから地元推進委員、そして私の5名で立会いを行いました。位置的には、事務局から説明がありましたように、市立〇〇中学校から東へ200mのところ9筆あります。これはまとまっています。そこから北東へ500mのところ点状して7筆あります。そこからまた南東へ1500m、少し距離がありますが、その山の中です。ここに果樹園が1筆あります。

これらの土地のうち8筆ですが、これは譲受人の亡父が譲受人の甥に売却していたというものです。今回、かつての譲渡人の長男が買い戻すということになっています。残りの9筆は経営拡大による売買ということですが。

現況は、稲作とか野菜、果樹園ということで、引き続き、同じ作物を植えるということで、営農面では特に問題ないということです。

別途申請書が出ていますが、その申請書の中で不明な点が3点ありましたが、説明していただきました。その回答も併せて今回説明を加えさせていただきます。

1点目は、譲受人は会社の役員ということで、いっきに2haの作業が可能なのかどうかという点です。この回答としては、譲受人は会社役員ではありますが、現在、会社の一線を退いて時間的な余裕ができたということで、作業には問題がないと。また、繁忙期はアルバイトを雇いますということです。

2点目は、経営拡大と書かれているのですが、新規就農と表面上はなっているので不一致という点です。この回答は、今までから甥御さんと先代からの農業を続けておられたということで、追加の農地取得を経営拡大というように考えられているということです。今回の申請が新規就農ということになるのは、今、この譲受人の方は自分名義の農地を持っておられない、名義人は甥御さんということなので、今現在、土地を全く所有していないから新規就農という形になります。

3点目ですが、機械は所有ではなく借入れということ。〇〇というところから借りられるのですが、農業機械の場合、スポットリースということでは作業上、非常に問題になるということで、どんなリース形態なのかということを知りましたところ、年間リース、つまり所有とあまり変わらない、経理上、リースなのか所有なのかという形だけですので、作業上は問題ないということです。

ということで、総合的に見ても問題はないというように思います。以上、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。
説明が終わりましたので、それでは、何かご意見・ご質問はありますか。

(なしの声)

議長 それでは、ご意見等もないようですのでお諮りします。No. 1について、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第109号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1は許可することに決定いたします。

続きまして、No. 2について、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第109号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.2は許可することに決定いたします。

続きまして、No. 3について、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第109号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.3
は許可することに決定いたします。
続きまして、No. 4について、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第109号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.4
は許可することに決定いたします。
続きまして、No. 5について、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第109号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.5
は許可することに決定いたします。
続きまして、No. 6について、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第109号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.6
は許可することに決定いたします。
続きまして、No. 7について、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第109号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.7
は許可することに決定いたします。
続きまして、議案第110号 農地法第5条第1項の規定による許可申請につい
てを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 (事務局、資料に基づき説明)

議 長 それでは、説明が終わりましたので、8月23日に実施いたしました現地調査は、
No. 1からNo. 3について、一日立会委員に調査いただきました。
それでは、農地法第5条の農地転用許可基準から見た審査状況について、一日立
会委員よりご報告をお願いします。

委 員 No. 1の北比良からご説明いたします。15ページが一番分かりやすいと思うので
すが、申請地に息子さんが農家住宅を建てるという案件です。15ページを見ていた

だくと分かるとおおり、角地で道路に面してしまして、営農されているのは持ち主のお父さん、その上側、北側は住宅が建っているという状態なので、特に周辺の営農に影響がないものと思われました。

No. 2 八屋戸の案件です。これは26ページを見ていただくのがいいかと思いますが、縦で見た場合の土地の右側が低くなっており、道路に向かって左側が高くなっています。今回の申請地、真ん中辺りにある〇〇番と〇〇番の辺りになるのですが、下と右側というのは既に今回の取得者の土地で、そちらのほうの土地が低くなっていて、逆に写真で見るところの左側が高くなっている状態なので、営農に特に影響はないかと思われました。

1点だけ現地で少し議論になったのが、この写真で言うと一つ上側、〇〇さんの畑のほうが少し低くなってしまして、この間の水路のところ土砂が落ちてくるとよろしくないという話になりまして、この右側27ページにあるように対処を挙げさせていただいております。この法面の対応がされるのであれば、問題ないかと思われます。

最後、もう1点、No. 3の南船路の案件です。こちらは33ページで見ていただくと分かりやすいと思うのですが、横向きで見た場合、これも琵琶湖側に向かって高低差がかなりありまして、写真で言う申請地の右側が今回の取得者の土地になっております。申請地の右側の部分は、写真にあるとおおり、資材置場のような状態になっております。営農されているのは左手側になるのですが、こちらのほうがかなりの高低差があつて上側になるので、申請書の中にもありましたとおおり、周辺の営農には特に影響はないかと思われました。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。

 続きまして、地元委員の意見をお伺いします。No. 1の北比良につきまして、地元委員にご意見をお伺いします。

委 員 23日の当日は、コロナの濃厚接触者になり待機期間中で申し訳なかったのですが、現地は私の家からほぼ2分のところであり、しかもこの今回対象となっている農地の上が私の畑になっており、毎日ここに行くのですが、近隣に私の土地があるだけで何ら問題ないと思っておりますので、よろしくご承認いただきたいと思っております。

議 長 はい、ありがとうございました。

 No. 2の八屋戸及びNo. 3の南船路につきまして、地元委員に一括してご意見をお伺いします。

委 員 私も当日、所用がありまして、推進委員に出席して確認をしていただいております。内容は私のほうからも確認しましたし、現地も確認させていただきました。

 まずは、No. 2、このあたりは以前にも案件として確認をした部分があり、その時は道路から奥まったところで、今回、そこの手前と隣接したところ取得をされる土地がございます。25ページに今回の申請地が2件ございます。この土地につきましては、まわりは他の人の土地になっておりまして、実際、耕作には非常に不便である土地でございます。そういうことから、今回、売買が成立したものであり、何らほか

に問題はないかと思しますので、ご審議、よろしくお願いたします。

次に、No. 3につきましても、同じように、地元の農地利用最適化推進委員に確認をしていただきました。この土地も地図で見いただいたらよくお分かりいただけると思います。今回の申請された〇〇〇、〇〇〇という名称で営業されております。道路から入って、奥まったところにあるのが申請地で、耕作等も非常にやりにくい状態ですから、今回、こういうことで利用いただけるのはいいことでもあるかなと思います。ほかのところに耕作として問題になることはございませんので、審議のほう、よろしくお願いたします。以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。

続きまして、No. 4の北大路三丁目につきまして、地元委員にご意見をお伺いします。

委 員

ここにも書いておりますように、平成25年に当初の許可しているわけですが、この時も私が立会いに行っておりまして、〇〇トンネルの買収工事で、以前に許可したものの延長申請ということで、43ページの写真の下がトンネルで、上が名神の側道で、田んぼ等に関係なく問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願申し上げます。以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。

それでは、ほかに何かご意見・ご質問はありますか。

(なしの声)

議 長

ご意見等もないようですので、お諮りします。No. 1について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長

挙手全員により、議案第110号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1は許可することに決定いたします。

続きまして、No. 2について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長

挙手全員により、議案第110号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.2は許可することに決定いたします。

続きまして、No. 3について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第110号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.3は許可することに決定いたします。

続きまして、No. 4について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第110号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.4は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第111号 農用地利用集積計画についてを議題といたします。農林水産課の説明を求めます。

農林水産課 (農林水産課、説明)

議 長 説明が終わりましたので、何かご意見・ご質問はありますか。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見等もないようですのでお諮りします。

原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案111号 農用地利用集積計画については、原案のとおり決定いたします。

ここで、議案の審査を終了します。

ここで、先月の審議において、継続審議となりました4条許可申請につきまして、事務局から報告がありますので、よろしく願いいたします。

事務局 (事務局、継続審議案件について説明)

事務局長 (事務局長、補足説明)

議 長 はい、ありがとうございました。よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議 長 それでは、続きまして報告案件です。報告第158号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、報告第159号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届について、報告第160号 農地法第18条の第6項の規定による通知について、報告第161号 相続税納税猶予の適格者証明書について、報告第162号 農地法第3条の3第1項の規定による権利取得の届出について、以上、

一括して事務局の報告を求めます。

事務局 (事務局、資料に基づき報告)
(事務局、集計報告)

議長 はい、ありがとうございました。
ただいまの報告について、ご意見・ご質問はありますか。

(なしの声)

議長 それでは、ご意見等もないようですので、以上をもちまして、報告案件を終了します。そのほか、何かありましたら、お願いします。

事務局 (事務局、遊休農地調査の調査結果について説明)
(事務局、現地調査に関し、推進委員への連絡を農業委員にお願いすることについて説明)

事務局長 (事務局長、補足説明)

事務局 (事務局、現地調査の可否を決める方法について説明)

(質疑・応答・意見等)

議長 少し長くなりましたが、これをもちまして、農地系の案件は終了します。マイクを司会にお渡しします。

副会長 これより休憩とします。15時20分に再開します。

< 再開 >

会長 それでは、時間になりましたので再開いたします。後半についても、議事が速やかに進みますようにご協力のほど、お願いいたします。

それでは、報告第163号 広報誌「みどりのこだま」について、事務局から報告をお願いいたします。

事務局 (事務局、資料に基づき報告)

議長 はい、ありがとうございました。
ただいまの報告について、何かございましたらお願いいたします。

(なしの声)

議 長 その他、事務局から何かございますか。

事務局 (①農地法第3条許可農地の調査 ②意見交換会のアンケート結果報告)

議 長 ただいまの報告について何かございましたらお願いします。

(質疑・応答・意見等)

議 長 長々とすみませんでした。では、司会にマイクを渡します。

副会長 以上をもちまして、第24期第30回大津市農業委員会定例総会の全ての議案、報告事項等を終了いたしました。お疲れさまでした。

議事録署名委員

議長 (横山 成治 委員) 印

委員 (安井 善次 委員) 印

委員 (田中 謙一 委員) 印